

2023 5月号 The Monthly Report

The public employment security office / Report & News / Hello work Aizuwakamatsu



厚生労働省 福島労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare



ハローワーク会津若松
〒965-0877 会津若松市西栄町2-23
TEL0242(26)3333

ハローワーク喜多方
〒966-0853 喜多方市字千苅8374
TEL0241(22)4111

ハローワーク南会津
〒967-0004 南会津町田島字行司12
TEL0241(62)1101

●有効求人倍率(令和5年3月分) 会津地域:1.38倍 福島県:1.37倍 全国:1.32倍

●労働力調査(令和5年3月分) 完全失業率:2.8% 完全失業者数:193万人

*有効求人倍率:一般職業紹介状況(厚生労働省)、完全失業率:季節調整値。完全失業率、完全失業者数:「労働力調査結果」(総務省統計局)

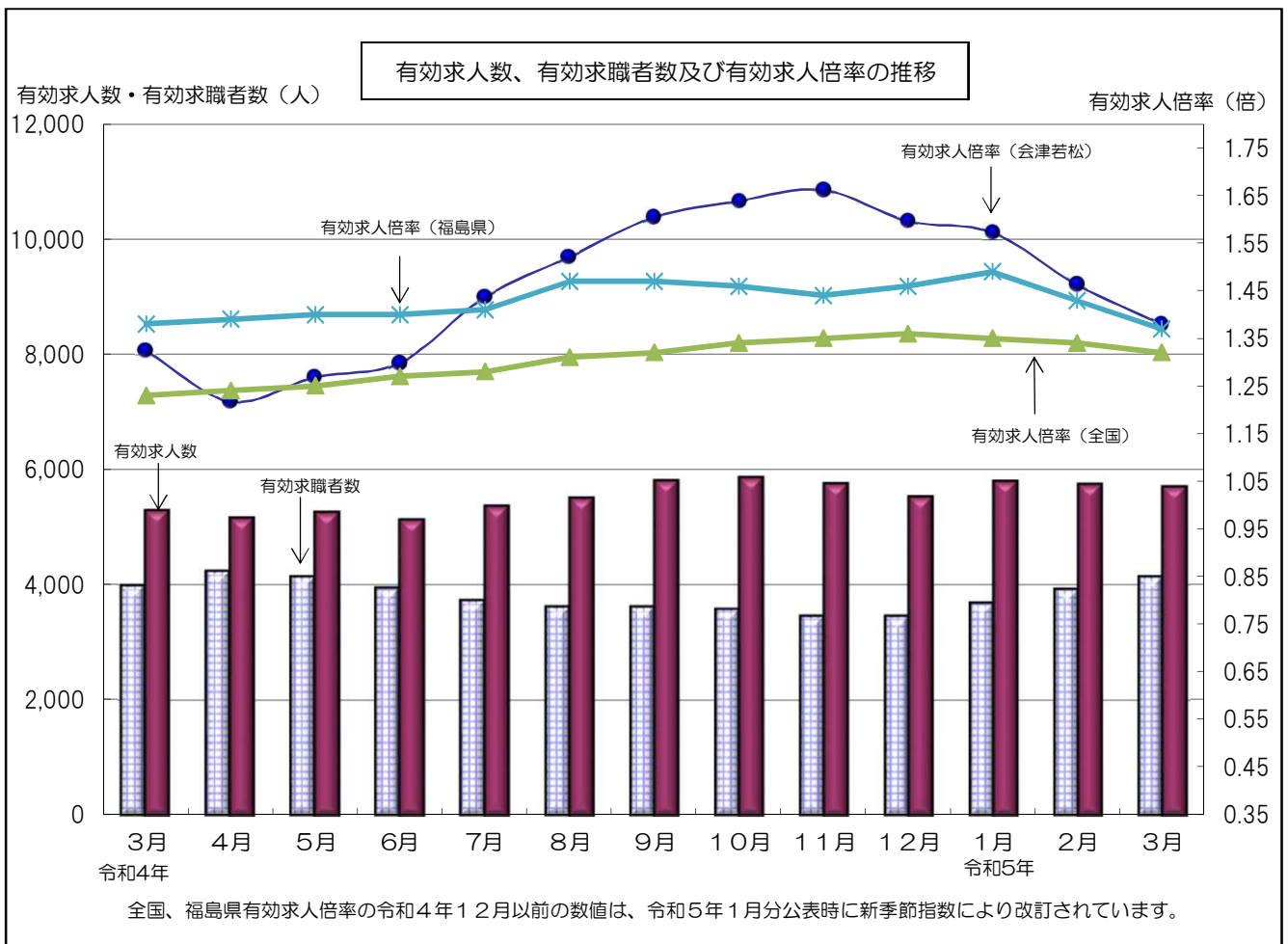
最近の雇用失業情勢(令和5年3月分)

●有効求人倍率は1.38倍(会津若松:1.49倍 喜多方:1.03倍 南会津:1.26倍)となり前年同月を0.06ポイント上回りました。

●正社員有効求人倍率は1.04倍と前年同月を0.04ポイント上回りました。

●求人数、求職者数をみると

- ・月間有効求人数は5,688人となり前年同月比415人増加(7.9%増)
- ・月間有効求職者数は4,123人となり前年同月比142人増加(3.6%増)
- ・新規求人数は2,298人となり前年同月比156人増加(7.3%増)
- ・新規求職者数は1,091人となり前年同月比40人増加(3.8%増)



「新規高卒者等求人受理説明会」を開催します

お問合せ先：ハローワーク会津若松求人・企画部門
電話0242(26)3333 (31#)

◆新規高卒予定者等の求人申込み・採用選考に係る内容の説明会を、下記により開催いたします。

新規高卒予定者等の採用について検討されており、この説明会への参加を希望される事業主の方は、別途お送りしている「新規高卒者等求人受理説明会参加申込書」にて5月15日(月)までにお知らせください。

(定員180名になり次第、参加締め切りとなりますのでご了承ください。)

- * 開催日時 令和5年5月24日(水) 午後1時30分～(2時間30分程度)
- * 開催場所 アピオスペース 展示ホール(会津若松市インター西90)
- * 説明内容(予定)
 - 令和5年3月新規高卒者の職業紹介状況及び令和6年3月卒業予定者の求職動向
 - 「求人申込書」の配付と記入方法
 - 求人申込みの手続きについて
 - 令和6年3月新規高卒予定者の採用選考に関する日程
 - 公正な採用選考等について
 - 福島労働局雇用環境・均等室からの説明
 - 会津労働基準監督署からの説明

一般職業紹介状況 (新規学卒者を除きパートタイムを含む)

お問合せ先：ハローワーク会津若松求人企画部門
電話0242(26)3333 (31#)

項目	令和5年3月			令和4年3月		
	男	女	常用	男	女	常用
1 新規求人数	2,298	-	2,142	2,142	-	2,047
2 月間有効求人数	5,688	-	5,241	5,273	-	4,926
3 新規求職申込件数	1,091	528	1,055	1,051	532	1,009
うち45歳以上	619	318	594	570	316	541
4 月間有効求職者数	4,123	2,070	4,003	3,981	2,014	3,897
うち45歳以上	2,358	1,299	2,264	2,194	1,217	2,130
5 紹介件数	1,147	544	1,047	1,185	556	1,115
うち45歳以上	635	315	571	610	317	572
6 就職件数	646	263	592	492	195	453
うち45歳以上	380	175	347	248	114	226
7 充足数	640	-	585	483	-	450
8 新規求人倍率	2.11	-	2.03	2.04	-	2.03
9 有効求人倍率	1.38	-	1.31	1.32	-	1.26
10 就職率 (%)	59.2	49.8	56.1	46.8	36.7	44.9
うち45歳以上	61.4	55.0	58.4	43.5	36.1	41.8
11 充足率 (%)	27.9	-	27.3	22.5	-	22.0

※学卒を除きパートを含む。就職率は新規求職者ベース。充足率は新規求人ベース。男女別の記載をしない求職登録が可能なため、男女計が一致しない場合があります。

令和5年から
高齢者雇用状況報告・障害者雇用状況報告の電子申請には
電子署名※またはGビズIDが必要となります！

※ GビズIDを利用せずe-Govアカウントを使用して電子申請する場合、別途有料の電子署名が必要となります。

電子署名については電子政府の総合窓口<e-Gov>ホームページ
<https://www.e-gov.go.jp> をご確認ください。



e-gov

GビズIDでIDとパスワードを取得すれば、電子申請が簡単に！取得は無料です。
GビズIDとは1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

IDの申請・取得手続きの詳細は、デジタル庁ホームページをご確認ください。
デジタル庁ホームページ <https://www.gbiz-id.go.jp>



gBizID

【お問い合わせ先】GビズIDヘルプデスク：0570-023-797
(受付時間：午前9時～午後5時 ※土・日・祝日・年末年始を除く)

障害者の法定雇用率の引上げ等について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主に法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。
この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

○障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<u>2.5%</u> ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	<u>40.0人以上</u>	<u>37.5人以上</u>

○除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各対象業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます。

※除外率…障害者が就業することが困難とされる業種の事業所ごとに、定めた割合(除外率)により雇用義務の軽減をする制度

○障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

▶精神障害者の算定特例の延長(令和5年4月以降)

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定。(令和6年4月以降)

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について0.5カウントとして算定できるようになります。

○事業主の障害者雇用を支援する助成金を新設・拡充します。(令和6年4月以降)

◎障害者雇用対策について詳しくは、厚生労働省HP(<https://www.mhlw.go.jp>)へ。



リーフレット



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省・福島労働局・ハローワーク会津若松

令和5年度労働保険の年度更新期間について

お問合せ先：福島労働局労働保険徴収室
電話024(536)4608

令和5年度労働保険の年度更新期間は
6月1日(木)～7月10日(月)です。

※年度更新申告書は、5月末頃に郵送の予定です。
※管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送または「電子申請」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。
※期間内に申告・納付の手続きがお済みでない場合は、管轄の都道府県労働局までご相談ください。

年度更新期間終了後も、年度更新申告書の提出状況及び申告書の記載内容について、都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の職員、または厚生労働省から委託を受けた民間業者からお問合せをさせていただくことがありますのでご了承ください。

◎申告書の書き方など詳しくは
こちらの厚生労働省HPをご覧ください



令和5年度
申告と納付はお早めに
労働保険の年度更新
(労災保険・雇用保険)
6.1木～7.10月

●年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
●電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ | 年度更新 お知らせ | 検索

厚生労働省
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・
(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会
厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp

雇用保険業務取扱状況

お問合せ先：ハローワーク会津若松雇用保険課
電話0242(26)3333(21#)

項 目		令和5年3月	令和4年3月	前年同月比(%)	
適用関係	新規適用事業所数	11	12	▲ 8.33	
	廃止事業所数	6	13	▲ 53.85	
	月末現在事業所数	5,108	5,120	▲ 0.23	
	資格取得者数	702	647	8.50	
	資格喪失者数	841	891	▲ 5.61	
	月末現在被保険者数	69,391	70,124	▲ 1.05	
給付関係	一般(基本手当)	受給資格決定件数	246	218	12.84
		受給者実人員	823	828	▲ 0.60
	高齢給付	受給者数	62	67	▲ 7.46
	短期特例	受給者数	35	19	84.21
	再就職手当	支給人員	52	50	4.00
就業促進定着手当	支給人員	31	24	29.17	
雇用継続給付	高年齢	受給要件確認件数	39	34	14.71
		受給者実人員	1,030	1,002	2.79
	育児休業	受給要件確認件数	77	78	▲ 1.28
		受給者実人員	711	571	24.52
介護休業	受給者数	3	6	▲ 50.00	
教育訓練給付	一般教育訓練	受給者数	15	14	7.14
	専門実践教育訓練	受給者実人員	2	2	0.00